

指定管理業務評価表

施設名	柳井市武道館・柳井市南浜グラウンド・柳井市南浜テニスコート・柳井市小田浜グラウンド			
施設所在地	柳井市南浜三丁目2番3号、柳井市南浜三丁目670番9、675番17、柳井市伊保庄4853番2、4864番26他			
施設の設置目的	武道・スポーツの振興を図り、市民の心身の健康な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。			
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日	(5 年)	選定方法	☒ 公募 ☐ 非公募
指定管理者	所在地	柳井市新市南3番1号		
	団体名	株式会社YBB		
	代表者	代表取締役 永田壮一		
所管課	部	教育委員会	課	生涯学習・スポーツ推進課

1 業務の実施状況

		令和5 年度 実績				事業計画等に表示されている業務の実施状況・実績値等とその評価 (不十分な場合は、その内容・理由・改善指示・対応状況等を記入)																														
①運営業務 (協定書に規定されている業務) 実施状況	指定管理2期目の4年度目で協定書に沿った忠実で適正な運営がなされている。					評価																														
						A																														
②維持管理業務 (協定書に規定されている業務) 実施状況	日常の維持管理は概ね適正に行われている。 第三者による保守管理業務も基本協定第11条の規定に基づき、適正に処理されている。					評価																														
						A																														
③その他の業務 (協定書に規定されていない業務) 実施状況	施設の利用促進と市民サービスの向上のため、各種教室が行われている。 自主事業の更なる工夫充実を期待する。					評価																														
						A																														
④個人情報保護の対応状況	個人情報取扱実績					評価																														
	<table><tr><th>種 別</th><th>取得時期</th><th>件 数</th><th>取扱個人情報項目</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="3">登録団体・個人</td><td>5年度当初</td><td>288 件</td><td>代表者の住所、氏名、電話番号</td><td></td></tr><tr><td>〃 追加</td><td>件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td>288 件</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">施設利用申請</td><td>5年度以前</td><td>598 件</td><td>代表者の住所、氏名、電話番号</td><td></td></tr><tr><td>〃 申請</td><td>件</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td>598 件</td><td></td><td></td></tr></table>					種 別	取得時期	件 数	取扱個人情報項目	備考	登録団体・個人	5年度当初	288 件	代表者の住所、氏名、電話番号		〃 追加	件			合 計	288 件			施設利用申請	5年度以前	598 件	代表者の住所、氏名、電話番号		〃 申請	件			合 計	598 件		
種 別	取得時期	件 数	取扱個人情報項目	備考																																
登録団体・個人	5年度当初	288 件	代表者の住所、氏名、電話番号																																	
	〃 追加	件																																		
	合 計	288 件																																		
施設利用申請	5年度以前	598 件	代表者の住所、氏名、電話番号																																	
	〃 申請	件																																		
	合 計	598 件																																		
⑤緊急時等への対応状況	事業計画に沿った適切な対応が行われている。					評価																														
						A																														
所管課意見	基本協定の趣旨に沿った適切な管理がなされている。																																			

指定管理業務評価表

施設名 柳井市武道館・柳井市南浜グラウンド・柳井市南浜テニスコート・柳井市小田浜グラウンド

2 施設の利用状況

		令和5 年度 実績		事業計画等に表示されている業務の実施状況・実績値等とその評価 (不十分な場合は、その内容・理由・改善指示・対応状況等を記入)			
①施設等の 利用状況	利用実績	利用率＝利用件数÷利用可能件数				評価	
		利用件数	利用者数	利用率	不許可件数	※不許可とした理由	
	武道館	1,517 件	22,420 人	100 %	件		
	グラウンド等	1,863 件	41,436 人	92 %	件		
	合 計	3,380 件	63,856 人	96 %	件		
②使用料等 の収入状況	使用料収入実績					評価	
	項目	件数(件)	収入額(円)	免除件数(件)			
	施設利用料	1,969	2,058,850				
	合 計	1,969	2,058,850				
③管理経費 の収支状況	収支決算書	(単位:円)				評価	
	収 入		支 出				
	指定管理料	19,752,000	人件費	7,801,977			
	利用料金	2,058,850	光熱水費	3,233,069			
	その他収入	869,847	委託料	2,297,262			
			管理経費	4,659,193			
			租税公課	1,221,522			
			自主事業経費	517,522			
	合 計	22,680,697	合 計	19,730,545			
	収支差引額	2,950,152					
所管課意見	新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、大きな大会等が開催されるようになり、利用件数、利用者数、使用料収入、自主事業収入ともに増加した一方で、施設の管理経費は依然として嵩んでいるが、人員配置の見直し等により人件費が大幅に削減され、収支状況は健全に推移している。						

指定管理業務評価表

施設名	柳井市武道館・柳井市南浜グラウンド・柳井市南浜テニスコート・柳井市小田浜グラウンド
-----	---

3 利用者の満足度

		令和5 年度 実績	事業計画等に表示されている業務の実施状況・実績値等とその評価 (不十分な場合は、その内容・理由・改善指示・対応状況等を記入)				
①アンケート調査結果	アンケート調査結果 実施期間：令和5年11月1日～令和6年3月31日 対 象 者：利用者 回 答 数：32			評価			
				A			
		設 問	選 択 肢		人 数 (人)	割 合 (%)	利用者苦情・要望等
		過去の利用の有無	ある		22	68.8	・器具が少ない、ウォーキングマシンが欲しい ・エアロバイクが使えなかった ・入口への照明設備設置を希望 ・駐車場の木が邪魔で止めにくい ・小田浜グラウンドのトイレ不良 ・テニスコートの土を準備してほしい ・テニスコート中央スタンドに電灯が欲しい
			ない		10	31.3	
		利用頻度	週1回以上		30	93.8	
			月1回以上		1	3.1	
			年1回以上		1	3.1	
		施設の満足度	満 足		20	62.5	
			普 通		6	18.8	
不 満	5		15.6				
職員の対応	満 足	27	84.4				
	普 通	5	15.6				
	不 満	0	0.0				
今後の利用意向	利用したい	32	100.0				
②利用者からの苦情・要望等への対応状況	器具等の老朽化による不満の声があるが、適宜必要な修繕を行うとともに、定期的な点検により適正な維持管理に努めている。 備品調達は、必要性を検討しながら適正な維持管理に努めている。 施設の大規模な改修は、必要性を検討し計画的に実施している。			評価			
				A			
所管課意見	施設・設備の老朽化により施設の満足度が低下傾向にあるが、器具設備等は必要な修繕を行うとともに、定期的な点検を行うなど、適正な維持管理を行っており、大いに評価できる。 職員対応は、接遇の向上により大幅に満足度が高まった。						

総合評価

項目別評価	総合評価	評価内容
業務実施状況	A	A 大きなトラブル・事故もなく良好に管理運営が行われている。 新型コロナウイルス感染症の5類移行により大きな大会などが開催され、利用件数、人数、利用料金収入がともに増加した。また、人員配置の見直しによる人件費削減などの努力により、健全に運営されている。 今後は、利用者ニーズを取り入れた自主事業の拡充等により更なる利用促進を期待する。
施設利用状況	A	
利用者満足度	A	

◆評価基準(カッコ内は項目別評価・総合評価の基準)

- A⇒ 協定書、事業計画書等に規定した業務内容が適切に実施されている。(全ての評価がB以上で、かつ、Aの割合が60%以上である。)
- B⇒ 協定書、事業計画書等に規定した業務内容が適切に実施されていない部分が確認されたが、既に改善済み又は近く改善される見込みである。(全ての評価がB以上で、評価区分「A」に該当しない。)
- C⇒ 協定書、事業計画書等に規定した業務内容が適切に実施されていない部分が確認されたため改善を指示したが、未対応又は改善の見込みがない。(評価区分「A」「B」に該当しない。)